

横手市管路整備事業（ＤＢ方式第１期）

実施方針

令和８年７月

横手市上下水道部

目次

第1 本事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 事業内容に関する事項	4
第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項	5
1 応募者の募集及び事業者の選定方法	5
2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール	6
3 応募手続等	7
第3 応募者の備えるべき応募資格条件	9
1 応募者の構成	9
2 応募資格	10
3 応募資格の喪失	12
第4 審査及び選定に関する事項	12
1 応募資格の審査	12
2 基礎審査	13
3 事業者選定委員会	13
4 最優秀提案書等の選定	13
5 優先交渉権者の選定	13
6 審査結果の通知及び公表	13
第5 提出書類の取扱い	14
1 著作権	14
2 特許権等	14
第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 基本的な考え方	14
2 要求水準と契約不適合	14
3 技術提案等が達成されなかったときの対応	14
4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	14
第7 契約に関する事項	18
1 見積上限価格	18
2 契約締結及び事業実施の流れ	18
3 精算について	18
第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第9 その他	18
1 応募に伴う費用負担	18
2 情報提供	18

3 本事業の実施方針に関する問合せ 19

- 様式1 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書
- 様式2 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書
- 様式3 資料貸与申請書
- 様式4 守秘義務の遵守に関する誓約書

用語の定義

- ・ 設計 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・ 施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・ 設計成果物 : 事業者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・ 本事業 : 横手市管路整備事業（D B方式第1期）をいう。
- ・ 本市 : 横手市をいう。
- ・ 事業者 : 本事業の受注者又は受注希望者をいう。
- ・ 応募者 : 管材企業、設計企業及び地元管工事企業で構成する企業をいう。
- ・ 代表企業 : 応募の主体となる企業をいう。
- ・ 提案書類 : 見積書及び技術提案書等をいう。
- ・ 技術提案書 : 企業の実績一覧及び実務実施方針等をいう。
- ・ 技術提案 : 工事目的物の品質及び施工技术等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・ 技術提案等 : 応募者が提出した技術提案並びに設計を含む施工計画、応募者の設計・施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- ・ 技術資料 : 技術提案等に関する資料をいう。
- ・ 設計企業 : 設計を行う企業をいう。
- ・ 管材企業 : 管材を調達・供給のほか、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する企業をいう。
- ・ 管工事企業 : 本社・本店を横手市又は秋田県内に有しており、建設業法第3条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けている企業をいう。
- ・ 市内業者 : 市内に本社又は本店を有する事業者
- ・ 準市内業者 : 市内に支店又は営業所を有する事業者

第1 本事業の概要

1 事業の目的

横手市（以下、「本市」という。）は、令和7年3月に策定した「横手市上水道事業管路更新計画」に基づき、令和20年度までを見据えて、災害時に拠点となる重要施設へ供給する管路や、老朽化や漏水事故が多い樹脂系管路を優先して更新する目標を掲げている。本事業は、水道管路の耐震化及び安定供給の確保に向けた管路更新の推進を目的とする。

表 1-1 管路更新計画の概要

新規	緊急時給水拠点確保等事業【重要給水施設配水管】 延長 50.5km 事業費 74.5億円 対象管路 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に供給する管路
新規	配水管網ブロック化事業 延長 1.6km、流量監視 1式 事業費 15.0億円 対象管路 横手地域、十文字地域
新規	老朽管更新事業《漏水防止対策》 延長 8.9km 事業費 9.6億円 対象管路 横手地域、雄物川地域、大森地域、十文字地域
継続	老朽管更新事業 延長 0.5km 事業費 1.1億円 対象管路 横手地域
継続	水道管路緊急改善事業 延長 3.6km 事業費 6.8億円 対象管路 雄物川地域

（出典：横手市上水道事業 管路更新計画 P.6、令和7年3月）

表 1-2 主な事業内容

路線番号	仕様・規模等	区分	備考
1-A	DIP-K ϕ 450 L=310m	送水管	耐震補強金具設置：106 箇所 耐震継ぎ輪設置：2 箇所
1-B	DIP-K ϕ 600 L=830m DIP-K ϕ 500 L=1,190m	配水本管	耐震補強金具設置：438 箇所 耐震継ぎ輪設置：8 箇所
1-C	DIP-K ϕ 450 L=620m DIP-K ϕ 350 L=540m DIP-K ϕ 300 L=330m	配水本管	給水管接続替 N=18 戸
1-D	DIP-A/K ϕ 150 L=470m	配水本管	給水管接続替 N=3 戸
1-E	DIP-K ϕ 250 L=50m DIP-A ϕ 150 L=270m DIP-A ϕ 100 L=530m	配水本管	給水管接続替 N=15 戸
1-F	CIP/DIP-K ϕ 200 L=120m	配水本管	給水管接続替 N=7 戸
事業対象区間 L=5,260m (内 布設替区間 2,930m) 耐震補強金具設置：544 箇所 耐震継ぎ輪設置：10 箇所 給水管接続替：N=43 戸			

表 1-3 路線概要

路線番号	概要	竣工年度	備考
1-A	大沢浄水場から大沢配水池までの送水管継手部分を耐震補強金具で補強する	H07・H10	交付金対象予定
1-B	大沢配水池からの最上流区間の配水本管継手部分を耐震補強金具で補強する	H02～H06	
1-C	栄配水ポンプ場につながる重要な配水本管の布設替え	H02～H08	交付金対象予定 (一部区間)
1-D	最重要給水施設である赤坂総合公園、秋田ふるさと村、IRISO アリーナ横手につながる配水本管の布設替え	H02～H03 H10	
1-E	同上	H11 S57・S52	交付金対象予定 (一部区間)
1-F	重要な配水本管であるが、CIP 布設区間であり、老朽化が著しく早期に布設替えが必要	不明	交付金対象予定 (一部区間)

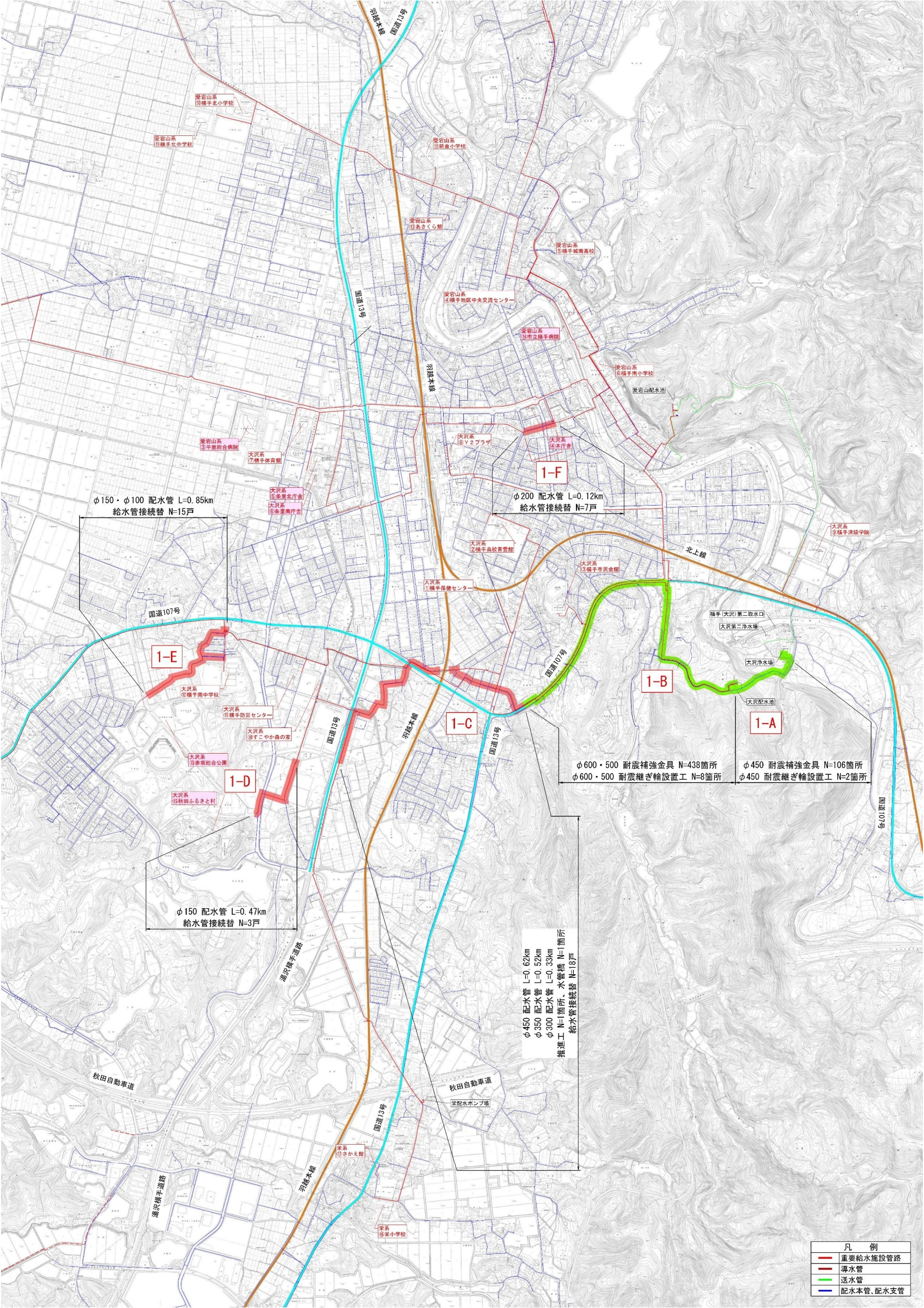


図 1-1 事業箇所図

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

横手市管路整備事業（DB方式第1期）

(2) 管理者名

（横手市水道事業管理者） 横手市長 高橋 大

(3) 事業場所

横手市水道事業給水区域内

(4) 事業形態

ア 発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者委ねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。

イ 完成期限

設計 令和11年3月まで

施工 令和13年3月まで

ウ 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は次のとおりとする。事業者は、設計及び施工を一体の事業として実施する。

(ア) 設計（工事監理業務を含む）

(イ) 施工

エ 事業スケジュール（想定）

DB事業開始は令和9年度を予定しており、事業期間は1期事業4年間である。

令和9年度より、各工区の詳細設計を実施し、令和9年度後半から施工を開始する。施工は3年半を予定していることから、施工期間は令和9～12年度となる。

表 1-4 事業スケジュール（想定）

業務	R9年度				R10年度				R11年度				R12年度			
DB事業（設計）																
DB事業（工事）																
DB事業期間																

(5) 募集要項等への反映

実施方針公表後における事業者からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、募集要項等に反映させる。

第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項

1 応募者の募集及び事業者の選定方法

(1) 事業者を求める役割

本事業は、老朽化した管路を更新することによって管路の耐震化を進めるものである。本市の配水管の布設に当たっては、次の特殊性がある。

ア 既設配水管を運用しながら新設の配水管を布設すること

イ 契約期間中、工区毎に工事完了を随時確認する必要があること

ウ 豪雪地帯に該当し、冬期は降雪・積雪に留意した施工及び工程とすること

(2) 事業者選定方法

本事業は、対象路線の設計・施工に係る技術提案を公募し、事業者の新技術の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

(3) 管材の調達に関する方針

管材の調達については管材企業を基本とするが、地域経済の活性化の観点から、地元管工事企業の代理店からの調達についても積極的に検討すること。なお、調達先の選定にあたっては、特定の調達先を義務付けるものではなく、自主的な判断を尊重し可能な範囲での活用を推奨するものである。

2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

応募者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のとおり予定している。

表 2-1 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和8年7月31日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和8年8月20日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和8年9月上旬
資料貸与	令和8年9月上旬 ～10月上旬
募集要項等の公表	令和8年10月上旬
現場見学会	令和8年10月上旬 ～10月中旬
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和8年10月中旬
応募資格審査書類の受付（締切）	令和8年10月下旬
応募資格審査通知の送付	令和8年11月中旬
募集要項等に対する質問への回答の公表	令和8年11月中旬
提案書類（見積・技術提案書）の受付（締切）	令和9年1月中旬
技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知	令和9年1月下旬
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和9年2月下旬
優先交渉権者の決定・通知	令和9年3月上旬
事業者選定結果公表	令和9年3月中旬
基本協定締結	令和9年3月下旬
設計委託契約締結	令和9年4月上旬
工事請負契約締結	令和9年10月前後

3 応募手続等

(1) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- ア 提出期限 令和8年8月20日 午後4時
- イ 提出方法 電子メールによる実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書（様式1及び様式2）を提出すること。
- なお、応募者は電子メールの送信後、本市に対し、提出期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、応募者が送信確認の電話連絡を行うものとする。
- ウ 提出先 横手市上下水道部 水道課
- 〒013-0022 秋田県横手市四日町3番23号
- （電話番号） 0182-35-2252
- （電子メール） suido@city.yokote.lg.jp

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答は、令和8年9月上旬に本市のウェブサイトで公表する（予定）。ただし、質問及び意見書の提出者名は公表しない。なお、意見については、公表しないととも回答は行わない。

(3) 資料貸与を次のとおり実施する。

- ア 貸与日 令和8年9月上旬から令和8年10月上旬まで
- （平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）
- イ 貸与資料 貸与資料は、表2-2のとおり

表 2-2 貸与資料一覧

番号	名称
1	横手市管路整備事業（DB方式第1期）報告書（管路基本設計）
2	参考資料

- ウ 申請期限 令和8年8月28日 午後4時
- エ 申請方法 電子メールによる資料貸与申請書（様式3）の提出
- なお、送信者は電子メールの送信後、本市に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。
- オ 申請先 第2の3（1）ウと同じ
- カ 貸与方法 上記オに示す場所での直接配布

キ 注意事項

- (ア) 資料媒体は電子データ（DVD－R）とする。
- (イ) 貸与日時については、申請者に別途通知する。
- (ウ) 同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。
- (エ) 資料貸与時の質疑は受け付けない。
- (オ) 資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式４）の原本を提出すること。
- (カ) 貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

(4) 現場見学会

現場見学会を次のとおり開催する。

- ア 開催日 令和８年１０月上旬から１０月中旬まで
(午前９時から正午までと午後１時から午後５時まで)
- イ 対象場所 横手市内
- ウ 参加人数 各社５名以内とする。
- エ 申込期限 令和８年１０月上旬
- オ 申込方法 詳細は１０月上旬に公表する募集要項に記載する
- カ 申込先 第２の３（１）ウと同じ

キ 注意事項

- (ア) 開催日時については、申込者に別途通知する。
- (イ) 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で申込状況を確認すること。
- (ウ) 現場見学会での資料配布は行わない。
- (エ) 現場見学会での質疑は受け付けない。
- (オ) 対象場所間の移動に際して、本市は車両等を手配しない。
- (カ) 各対象場所において、申込者が手配する車両の乗入れを認める。

第3 応募者の備えるべき応募資格条件

1 応募者の構成

応募者には、設計企業、管材企業、管工事企業を含むものとする。

設計企業、管工事企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、管工事企業を兼ねることはできない。

なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

また、構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮するものとし、建設企業及び管工事企業を少なくとも一企業配置すること。

想定する実施体制を以下に示す。

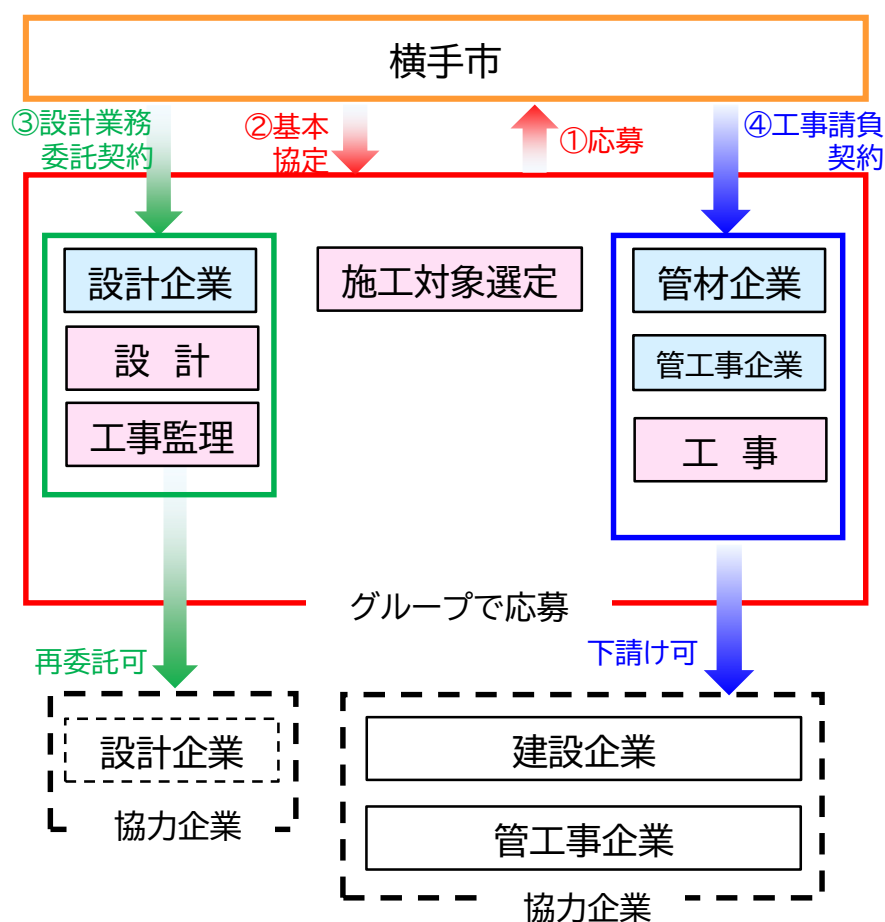


図 3-1 想定事業スキーム

2 応募資格

(1) 応募者に共通する資格条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- ウ 応募資格審査書類提出日から基本協定締結の時までの間に、本市の指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- オ 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている者又はその者と資本金面（※1）又は人事面（※2）において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務の受注者は、次のとおりである。

- ・株式会社 日水コン 秋田事務所
- ・LM虎ノ門南法律事務所

（※1）当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。

(2) 設計企業の資格条件

- ア 募集要項等公表日現在において、横手市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に業種名称「上水道及び工業用水道」で登載されており、本社・本店、支社・支店、営業所等を秋田県内に有していること。
- イ 建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく、「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- ウ 平成28年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径150ミリ以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。

エ 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が①②を兼務することはできない。

① 管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

② 照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】）又は水道管路施設管理技士（１級）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

(3) 管材企業（代表企業）の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第３条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項等公表日現在において、横手市の建設工事入札参加資格者名簿に業種名称「水道施設工事」で登載されていること。

ウ 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。

エ 平成28年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の管路DB事業の施工実績を有していること。

オ 「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る管理技術者の資格を有する者で、当該管材企業と直接的な雇用関係にある者を選任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の３ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

カ 設計建設の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、本市との統括的な連絡窓口となるが、設計施工期間における事業進捗に応じて、本市の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

(4) 管工事企業の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第３条の規定に基づく「土木一

式工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項等公表日現在において、横手市の市内建設工事入札参加資格者名簿に業種名称「水道施設工事」、格付「A」で登載されていること。

ウ 平成 28 年度以降に元請けとして水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、水道用ダクトイル鋳鉄管の布設工事の実績を有すること。

(5) 協力企業のうち建設企業の資格条件

協力企業のうち建設企業は次の要件を満たす者でなければならない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

(6) 協力企業のうち管工事企業の資格条件

協力企業のうち管工事企業は次の要件を満たす者でなければならない。

ア 建設業法第3条の規定に基づく「管工事」又は「水道施設工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。

3 応募資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、本事業に応募することができない。

- (1) 第3の2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 応募資格審査書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

第4 審査及び選定に関する事項

1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に書面で通知する。

2 基礎審査

(1) 提案書類の審査

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合はこの限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

(2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内であるか、また要求水準を満たしているかを審査する。見積上限価格を超えた場合、又は要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 基礎審査結果の通知

本市は、基礎審査結果の結果に応募者の代表企業に通知する。また、プレゼンテーションを行う応募者には、プレゼンテーションの日程を書面で通知する。

3 事業者選定委員会

本市は、事業者の選定に際して、外部有識者等で構成する「横手市管路整備事業（DB方式第1期）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

4 最優秀提案書等の選定

選定委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

5 優先交渉権者の選定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

6 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市のウェブサイト等で公表する。

第5 提出書類の取扱い

1 著作権

応募者から提出された技術資料の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、第4に示す技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合において、応募者の確認を得ずに技術資料を複写及び使用できるものとする。

なお、第9の2に示す情報公開及び情報提供並びに本市が必要と認める場合、応募者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、本市が責任を負うものとする。

2 要求水準と契約不適合

- (1) 本事業の設計及び施工に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）に示す。
- (2) 本市は、設計成果物及び工事目的物が募集要項公表時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。
- (3) 本市は、上記（2）の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 技術提案等が達成されなかったときの対応

事業者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができると

いうものである。この考え方より、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負う。

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担を表 6-1 及び表 6-2 に示す。

表 6-1 リスク分担表（１／２）

●：主負担、▲：従負担

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
① 共通事項	構想・計画リスク	1 本市の施策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	入札説明書リスク	2 入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	許認可リスク	3 本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5 法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
	消費税変更リスク	6 消費税の変更に関わるもの	●	
	税制変更リスク	7 法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		●
		8 その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	9 本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		10 事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	11 本市が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		12 事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	13 本市の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		14 事業者の責に帰すべき事業期間中の事故		●
	安全確保リスク	15 調査、工事、維持管理等における安全性の確保		●
	事業者発注業務リスク	16 事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
	労務リスク	17 教育研修の関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		18 セクハラ・パワハラに関する事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		19 事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		●
	保険リスク	20 設計・工事・維持管理段階のリスクをカバーする保険		●
	金利変動リスク	21 通常想定される変動によるもの		●
		22 事業者の経営努力のみでは本事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲の変動によるもの	▲	●
	物価変動リスク	23 本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（通常想定される範囲）		●
		24 本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（事業者の経営努力のみでは本事業の遂行に著しい支障があると判断される範囲の変動によるもの）	▲	●
	資金調達リスク	25 事業者の資金調達に関するもの		●
	国庫補助金未確定リスク	26 国庫補助金の交付に関するもの	●	
	構成員・協力企業リスク	27 構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		●
	債務不履行リスク	28 本市の責に帰すべき事由による（本市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）事業の中止・延期	●	
		29 事業者の事由による（事業破綻、事業放棄等）事業の中止・延期		●
	不可抗力リスク	30 戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの（伝染病、テロ、ロックダウンなど含む）	●	▲
		31 台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲
		32 地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲
	契約リスク	33 本市の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	●	
		34 事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		●

表 6-2 リスク分担表（2／2）

●：主負担、▲：従負担

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
②計画設計 段階	発注者責任リスク	35 工事請負契約の締結に関するもの	●	
		36 工事請負契約の内容に関するもの	●	
		37 工事請負契約の内容変更に関するもの	●	
	測量・調査リスク	38 本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
		39 遺産、遺跡の存在に関するもの	●	
		40 事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
	設計リスク	41 本市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	●	
		42 事業者の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大		●
③工事段階	施工ヤード確保リスク	43 施工予定地の確保に関するもの	●	
		44 施工に要する資材置き場の確保に関するもの		●
	土壌汚染リスク	45 土壌汚染に関わるもの	●	
	地中埋設物リスク	46 既設杭、場内配管等の地中埋設物に関するもの	●	
		47 上記以外（埋蔵文化財など）に関するもの	●	
		48 既存資料で把握及び想定可能なものに関するもの		●
	環境汚染物質リスク	49 撤去に伴うアスベストやPCBなど環境汚染物質の発見・対応に関するもの		●
	工事監理リスク	50 工事監理に関するもの		●
		51 工事現場管理に関するもの		●
	工事遅延・未完成リスク	52 本市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	●	
		53 事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
	施設性能リスク	54 要求性能不適合（施工不良を含む）		●
	施設瑕疵	55 更新整備対象範囲内に事業者が建設、改修した施設に関するもの		●
	安全性確保	56 工事現場における事故等の発生		●
④事業終了 段階	引渡前損害リスク	57 引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		●
	事業終了時の移管手続きリスク	58 施設移管手続きに伴う諸費用の負担、事業者の清算手続きに伴う損益等		●
	事業終了時の施設状態	59 事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●

第7 契約に関する事項

1 見積上限価格

本事業の見積上限価格については、募集要項等公表時に提示する。

2 契約締結及び事業実施の流れ

契約締結及び事業実施の流れを以下に示す。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 基本協定締結 | 令和9年3月 |
| (2) 設計委託契約締結 | 令和9年4月 |
| (3) 工事請負契約締結 | 令和9年10月 |
| (4) 設計期間 | 契約締結日から令和11年3月
(事業者提案により短縮可能) |
| (5) 工事期間 | 契約締結日から令和13年3月
(事業者提案により短縮可能) |

3 精算について

優先交渉権者と本市は、詳細設計の完了後、提案書類に示す参考見積価格と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた詳細設計工事額に基づき見積書（金入設計書）を徴取した上で、精算額を決定する。

(算定方法)

- ・工事請負価格＝ 設計業務の詳細設計に基づく本市の積算基準による積算価格×
請負率
- ・請負率＝ 提案書類に示す参考見積価格／見積上限価格

第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、募集要項等公表時に示す契約書に従う。

また、契約等に関する紛争については、秋田地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9 その他

1 応募に伴う費用負担

応募者の技術提案及び申請に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のウェブサイトを通じて行う。

3 本事業の実施方針に関する問合せ

問合せ先 横手市上下水道部水道課
電話番号 0182-35-2252
FAX 0182-32-4033
電子メール suido@city.yokote.lg.jp